

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	社会福祉法人 清仁福祉会 城陽市立 久世保育園	施設 種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 6 年 2 月 28 日

総 評	<p>城陽市立久世保育園は昭和45年3月に開設され、平成18年に歴史ある緑豊かな城陽市久世芝ヶ原に、社会福祉法人清仁福祉会が公設民営として管理運営委託を受け、現在地に移転新築された保育園です。</p> <p>保育理念に「心身共に豊かで健やかな成長を促す支援」「育児と就労の支援」「地域に愛される子育て支援」を掲げ、「一人一人を大切に」豊かな自然環境のもと「室内室外」とも遊び込める環境作りを心がけ、「玄米食」や旬の食材を使用した安全な食を提供するよう努めています。職員はコミュニケーションを積極的に取り、子ども一人一人を大切に、子どもを尊重する保育に取り組み、園長は温かく強いリーダーシップを発揮し、職員指導・保護者支援・地域貢献に力を注ぎ、保育の質の向上を目指し組織的に取り組んでいます。</p> <p>また、法人管理職員会議・理事会と連携を密に取り、中・長期計画に清仁福祉会10年ビジョン政策提言を基に、社会福祉事業、保育事業について広く情報を収集し、会計士、労務士のアドバイスを活用し、職員が働きやすく意欲的に保育に取り組める職場環境づくりを目指しています。</p> <p>多様化する保育ニーズに応え、地域支援・子育て支援・子育て相談など育児力の向上を図る活動や園庭開放・遊びの広場・一時保育事業等、園の機能を地域に還元し、子どもたちと地域交流が充実し、広がるよう望んでいます。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 人事管理を通して久世保育園の「期待する職員像等」を明確にし、人事基準、キャリアパスを明確にする等、総合的な人事制度を構築し、職員が将来を描くことができるような仕組みづくりを実施しています。 ● 保育室は採光・換気・音などに配慮し、衛生管理された快適な温かくくつろいだ生活空間を心掛けており、ヨーロッパの木のおもちゃや、ひも通し等、子どもの感性を育て発達を助ける遊具や年齢に応じた絵本を豊富にそろえるなど、園生活を豊かに楽しむ工夫をしています。 ● 玄米食・伝統食を中心に旬の食材を使用し給食に提供しています。化学調味料、食品添加物、加工食品は避け、安全な食材を選んで使用し、おやつは手作りのものを提供しています。また、子どもが収穫した野菜を使ってクッキングを楽しむなど、食育の充実に努めています。

**特に改善が
望まれる点(※)**

- 子どもにより良い保育を提供するため家庭児童相談室、民生児童委員と連携し虐待の防止対策を図ったり、支援の必要な子どもは発達支援センターと連携して対応をしています。関係機関と連絡はしていますが、リスト化までは至っていません。今後は、職員の誰もが一人一人の子ども・保護者の状況に対応できるよう関係機関をリスト化し掲示するなど、職員間で情報を共有されると良いでしょう。
- 保育所の変更に当たっては、手順と引継ぎ文書をマニュアルで定めています。今後は、転園・終了の場合は保育要録を渡し、保育終了後も継続性に配慮し、相談方法・担当など窓口を設置した内容を記載した文書を保護者等に渡すと良いでしょう。
- 感染症発生時の対応マニュアルが整備され職員に周知しています。今後は、感染症の予防対策や、発生時の対応が適切に行えるよう勉強会や研修をされるとなお良いでしょう

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人 清仁福祉会 城陽市立 久世保育園
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人京都府保育協会
訪問調査日	令和6年2月28日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1：理念・基本方針・保育目標はホームページ、園のしおり（重要事項説明書）、パンフレットに明文化され、職員には保育マニュアルや全体的な計画で周知し、保護者には重要事項説明書に基づいて懇談会で説明しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	b

[自由記述欄]

2.3：経営状況・経営環境については、社会福祉事業全体の動向や城陽市の子ども的人数、園児の推移を「清仁福祉会10年ビジョン政策提言」において詳細に分析され、経営環境、経営状況も把握・分析し、経営課題も明確にしています。今後は、必要に応じて職員にも周知されると良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	b

[自由記述欄]

4：中・長期計画は理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にし、具体的な計画を収支計画と併せて策定されています。

5：単年度の事業計画は、中・長期計画に基づいた施設運営を含む事業計画が策定され、実現可能な内容となっています。

6：事業計画の策定については、事業計画は年度初めに管理職参画のもと策定され、職員には職員会議で事業計画及び目標を伝え周知しています。事業実施後は職員参画、理解のもと評価見直しを組織的に行っています。

7：事業計画については、保育内容は、ホームページに掲載していますが、事業計画の内容は保護者に説明資料として策定されていません。今後は、年間の行事計画と一緒に子どもと保護者に関わる事項を分かりやすく説明した文書を作成し、保護者に周知・配布されると良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	b
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

[自由記述欄]

8：保育の質の向上に向けた取組については、保育の質の向上に向け、日々の保育の内容や年・月毎に評価反省を行っています。今後は、評価基準に基づいて園全体の自己評価を行い、明確になった課題を職員間で共有し記録に残し、改善策を構築されると良いでしょう。

9：評価結果で明確になった課題については、サービス評価委員会を中心に改善し、職員に周知しています。また、行事後は保護者アンケートを行い、課題について検討し改善に努めています。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任と リーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	b
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任については、園長自らの役割と責任、不在時の権限委任についても職務分掌に記載し、職員会議や研修で周知すると共に園だよりにも思いを記載し、城陽市や小学校にも配布しています。

11：遵守すべき法令については、園長は遵守すべき法令を十分理解するよう心掛けていますが、遵守すべき基本的な関連法案については十分な認識、把握までは至ってません。今後は、遵守すべき法令をリスト化し、職員に回覧、周知されると良いでしょう。

12：保育の質の向上に向け職員に対して、年一回保育の自己評価を面談を通して行い、保育の課題を把握し、外部から講師を招き園内研修を行う等、保育の質の向上に取り組んでいます。

13：経営の改善や業務については、法人内姉妹園とネットワークでつながり、経営担当者と労務・人材・財務など業務の効率化について話し合い、労務士、会計士よりアドバイスを受け経営の改善に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・ 育成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	b
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

[自由記述欄]

14：福祉人材の確保については、就職フェアへの参加やホームページに採用ページを掲載し、保育人材マッチング支援センターと連携し対策を行っています。今後は、人材育成や人材体制に対する基本的な考えや具体的なプランを構築されとなお良いでしょう。

15：総合的な人事管理については、人事管理を通して久世保育園の「期待する職員像等」を明確にし、人事基準、キャリアパスを明確にする等総合的な人事制度を構築し、職員が将来を描くことができるような仕組みづくりを実施しています。

16：職員の就業状況については、年に一回の面談を通して職員の意向や意見を聞き、「ストレスチェック」の受診をはじめ、リフレッシュ休暇や予防接種の補助など、職員の心身の健康と安全確保に努めるなど、福利厚生が充実しており、「京都モデル」ワークライフバランス認証企業として京都府より認証を受け、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	b
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	b
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	b

[自由記述欄]

17：職員一人一人の育成に向け、「個人目標シート」作成していますが、キャリアパスに基づいた「個人育成シート」にはなっていません。今後は、その年度の目標項目、目標水準、目標期限を明確にし設定を行い、年度当初、中間、年度末に面接を行い、目標達成度を確認し育成に繋げると良いでしょう。

18：職員育成の計画として、研修計画を策定し、実施しています。今後は、園として教育・研修の基本姿勢、目的を明確にし、職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、これに基づいて実施し、研修受講後は園全体で園内研修をされるとなお良いでしょう。

19：職員一人一人の教育・研修の機会については、新人研修やキャリアアップ研修への参加、テーマごとの園内研修など、職員一人一人に対して、教育・研修の機会をパート職員を含む全職員に対して情報を提供し、研修、教育に参加できるように配慮しています。

20：実習生等の保育に関わる専門職については、実習生受入マニュアルを作成し、積極的に受け入れています。今後は、指導者に対する研修を実施する等、体制を整備されるとさらに良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	b
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	a

[自由記述欄]

21：運営の透明性の確保については、ホームページに理念・保育方針・保育目標・保育の様子などの事業内容を掲載し、誰でも閲覧できるように公開しています。今後は、地域に向けてより理解を深めていくためにも、第三者評価の受診や苦情相談の内容を公表し、園の存在意義や役割を明確にされるとなお良いでしょう。

22：公正かつ透明性の高い適正な経営・運営については、福祉医療機構（WAMNET）の社会福祉法人財務諸表等電子開示システムにて、現況報告書等を情報公開しています。また、経理規程に基づき公認会計士に監査を受けています。さらに、内部監査を行い、チェックをし割印をするなど、適正な取組に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	b
		24	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	b
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	a

[自由記述欄]

23：地域との交流については、週に一回地域の親子に園庭開放を行い、コロナ禍で控えていた交流事業を再開する見込みです。今後は、地域交流事業の基本的な考え方を明確にし、全体計画にも記載し、地域交流の一環として現在実施している園庭開放・遊びの広場等利用者と交流していることを位置づけされると良いでしょう。

24：ボランティア受け入れについては、ボランティア受け入れマニュアルを整備し、地域の中学生の職場体験、家庭科授業、高校生のインターシップを積極的に受け入れ学校教育に協力する等、地域貢献に努めています。

25：保育所として必要な社会資源については、子どもにより良い保育を提供するため家庭児童相談室、民生児童委員と連携し虐待の防止対策を図ったり、支援の必要な子どもは発達支援センターと連携して対応をしています。関係機関と連絡はしていますが、リスト化までは至っていません。今後は、職員の誰もが一人一人の子ども・保護者の状況に対応できるよう関係機関をリスト化し掲示するなど、職員間で情報を共有されると良いでしょう。

26.27：園の機能を地域に還元する取組として、園庭開放・子育て相談・遊びの広場・ホールの開放など未就園児の園体験・子育て支援を行う等、保護者の育児力の向上を図る活動を行うと共に、災害時の第三緊急避難場所として、備蓄品を提供するなど地域貢献に努めています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	b
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	b
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	b

[自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育については、しおりやホームページ等に明示し、職員に対しては言葉がけなど共通理解のための研修と指導を行い、「チェックリスト」で自己点検を行い、子どもの尊重や基本的人権の配慮について園内研修を行っています。今後は、保護者に対して子どもの人権や互いを尊重する心など、その方針等を示し理解をはかる取組をされるとさらに良いでしょう。

29：子どものプライバシー保護、権利擁護については、プライバシー保護の規程や子どもの権利擁護に対するマニュアルを整備し、職員に周知しています。着替えの際は男女別の着換えスペースを設置するなど配慮し、子どものプライバシーを守るよう保育に工夫をしています。

30：園の利用希望者、見学者に対し個別に丁寧に説明し対応しています。情報提供として園のパンフレット、入園のしおりなどを活用し、園見学は随時受け入れ、年に一度「施設見学会」を開催し、保育室の自由見学や質疑応答の場を設けるなど取り組んでいます。

31：保育の開始・変更にあたっては、重要事項説明書を用いて保護者に丁寧に説明を行った後、同意も得ています。今後は、特に配慮が必要な保護者に対する対応をルール化し、適切な説明・対応をされるとなお良いでしょう。

32：保育所の変更にあたっては、手順と引継ぎ文書をマニュアルで定めています。今後は、転園・終了の場合は保育要録を渡し、保育終了後も継続性に配慮し、相談方法・担当など窓口を設置した内容を記載した文書を保護者等に渡すと良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33：苦情解決の仕組みについては、体制が整備され、園内にも「ご意見・ご要望の申し出、解決のための仕組み、保護者との連携」が分かりやすく掲示されています。ご意見カード、投書箱も設置されており、園だけでなく、保護者会もアンケートを実地する等、意見が出しやすい工夫を行っています。

34：利用者が相談や意見を述べやすい体制については、保護者からの相談は担任が話しやすい関係を築き、主任、園長も面談できる体制を整えています。意見箱や相談室も設置され話しやすい環境を整えています。

35：保護者からの相談・意見に対しては、意見要望対応マニュアルを整備し、保護者からの意見や相談に対して、迅速に職員に伝え、改善に努めています。また対応マニュアル委員会を設置し、定期的に見直しを行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	b
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	a

[自由記述欄]

36：安心・安全な福祉サービスについては、子どもの安心と安全を確保する為に事故発生時の対応マニュアルを整備し、安全確保の責任、手順が明確にされており、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、リスクマネージャーと安全リーダーが分析を行い、職員参画のもと改善策を構築し、事故防止・事故再発防止に取り組んでいます。

37：感染症の予防対策については、感染症発生時の対応マニュアルが整備され職員に周知しています。今後は、感染症の予防対策や、発生時の対応が適切に行えるよう勉強会や研修をされるとなお良いでしょう。

38：災害時における子どもの安全確保については、子どもの安全対策のため、様々な災害（火災・地震・津波）を想定し、「年間避難訓練計画」のもと毎月避難訓練を実施しています。災害時の対応マニュアルも整備し、年2回消防署と連携し訓練を実施しています。

39：不審者侵入時の対応については、マニュアルを整備し、対応の手順・方法を定めています。また防犯カメラ、門扉もICカードシステムで管理されており、警察と連携し、マニュアルに基づいて研修が行われています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	b
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	b
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	b
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	b
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40：41標準的な実施方法については、手順マニュアルを作成していますが、基本的な保育についての方法がばらついて存在しています。今後は、資料を整理し保育マニュアルとして、保育を提供する職員誰もが行わなければならない基本的事項を共通化するなど、「標準的な実施方法」として明文化し、定期的に検証・見直しを行うと良いでしょう。

42：アセスメントに基づく指導計画については、入園時に保護者面談を行い、保護者の意向を反映し、適切なアセスメントが実施されています。今後は、指導計画策定時に一人一人の子どもと保護者の具体的なニーズなどが個別の指導計画に明示されればなお良いでしょう。

43：指導計画の評価・見直しについては、より良い指導計画を目指し、柔軟に変更する仕組みを整備しています。今後は、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況等保育の質の向上に関わる課題を明確にした指導計画を策定し、定期的に見直しが行われるとなお良いでしょう。

44：子どもに関する保育の実施状況の記録については、園で統一した様式で記録しており、個別の指導計画に基づき保育が実施されています。今後は、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように指導し、工夫をされると良いでしょう。

45：子どもに関する記録については、法人の個人情報保護規程、取扱規程が定められており、記録の管理、個人情報保護については研修等により職員に遵守するよう徹底し、保護者に対しても個人情報の取り扱いについて入園時に書面にて説明をしています。個人情報書類やUSBメモリなどは鍵付きの棚に保管され適切に管理が行われています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	b	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画については、法人理念・基本方針・目標にそって作成し、担当リーダーが中心となり、各自で見直したものを各クラスで持ちよっての会議で、次年度の全体的な計画を検討し、年に一度見直しをしています。

47：保育室は採光・換気・音などに配慮し、衛生管理された快適な温かくくつろいだ生活空間を心掛けており、ヨーロッパの木のおもちゃや、ひも通し等、子どもの感性を育て発達を助ける遊具や年齢に応じた絵本を豊富にそろえるなど、園生活を豊かに楽しむ工夫をしています。

48：一人一人の子どもの受容については、「一人一人を大切に」を基本とし、一人一人の個性・発達を理解し、子ども一人一人に合わせた関わり方をすることで、子どもが安心して落ち着いて過ごせるように努めています。

49：基本的な生活習慣の自立に向けた環境整備については、子ども自らやりたいと思えるような環境作りを心掛け基本的な生活習慣が身につくよう、手助けしたり見守ったりしながら、できた喜びや気持ちよさを味わえるように配慮しています。

50：主体的な生活や遊びの保障については、各保育室に棚や本箱を利用し遊びのコーナーを作り、子どもが自分で選んだ遊び、興味を持った遊びをじっくりと集中して遊んでいる姿がありました。また、近隣の公園や森など、園外に出かけてはダイナミックな遊びを楽しんでいます。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51.52：乳児の保育については育児担当制を行い、特定の保育士と継続的に関わり、愛着関係が深まるように努め、一人一人の子どもの些細な変化や生活の様子を細かく把握するよう配慮しています。環境の整備は、子どもの発達、成長に合わせて、玩具の種類や環境を整えて子どもが自発的な行動が行えるよう取り組んでいます。

53：3歳以上児の保育については、様々な事に子ども自身が気付き自ら行動できるように環境を整え、保育士は受容、見守りを基本に、適切な援助を行うよう努めています。

54：障害のある子どもには、個別の指導計画を作成し、家庭、関係機関と連携しながら保育に取り組んでいます。今後は、保護者全体に対して障害のある子どもの保育について理解を深める取組をされるとなおいでしょう。

55：長時間保育については、1日を連続した生活と捉えて、子どもの情緒安定と主体性が保障されるような日課の組み立てに取り組んでいます。18時以降の保育では夕食への影響にも配慮しつつ補食を提供しています。

56：全体的な計画の中に小学校との連携や就学に関する事項を記載し、実践に努めています。小学校と隣接していることもあり、「小学校教員視察交流」「園外保育」など、連携を密にし、計画的に交流を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	b
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	b
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、SIDSについて重要事項説明書で、保護者に情報を提供しています。また睡眠時に0歳児は5分、1～2歳児は30分おきに様子を確認されていますが記録はありません。今後は、0歳児5分・1歳児は10分間隔で確認するなど、チェック表に記録を残されると良いでしょう。

58：年2回内科健診、歯科健診(0～5歳児)、年1回視力・聴力検査(4・5歳児)を実施し、「健康記録カード」で保護者に知らせ、必要に応じて受診を促しています。また、健診の結果を職員間で共有し、子どもが健康に過ごせるよう日々の保育の中で、生活リズムを整え、十分な休息と栄養がとれるように配慮しています。

59：アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについては対応マニュアルがあり、食物アレルギーの子どもには医師の指示書に基づいて、アレルギー対応食を提供しています。今後は、保護者が慢性疾患(特にアレルギー疾患)について正しく理解できるような取組を検討されると良いでしょう。

60.61：食事を楽しむ工夫については、玄米食・伝統食を中心に旬の食材を使用し給食に提供しています。化学調味料、食品添加物、加工食品は避け、安全な食材を選んで使用し、おやつは手作りのものを提供しています。また、子どもが収穫した野菜を使ってクッキングを楽しむなど、食育の充実に努めています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	b
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	b

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、連絡帳(乳児)・公開ボード(幼児)の他、登降園時にコミュニケーションをとるよう心掛けています。また、年2回の個人懇談(希望者)や運動会、生活発表会などの行事を通して、保護者と子どもの成長を共有できる機会があります。今後は、記録の内容について基準を定め、職員が共通認識を図る仕組み作りについて、現在検討されていることを実践されるとな良いでしょう。

63：保護者に対する子育て支援については、個人懇談以外にも要望があればいつでも相談に応じる体制があり記録も残しています。園庭開放は毎週行い、育児相談も実施し、保護者からの相談内容によっては、園長や主任に加えて、保健師や関係機関などに助言を受ける仕組みもあります。

64：虐待等権利侵害の予防については、虐待対応マニュアルがあり、職員の研修も実施し、早期発見や予防に努めています。児童相談所など関係機関との連絡体制も整っており、可能性がある場合は職員間で共有し、予防的に保護者の援助を行うなど配慮しています。

65：年に1回、各自で自己評価を行い、自分の保育を振り返り、保育の質の向上や改善を行っています。今後は、その振り返りを園全体の自己評価につなげていけるとさらに良いでしょう。